

2026 年度

コンクリート技士試験 コンクリート主任技士試験

受験のご案内

公益社団法人 日本コンクリート工学会

ホームページ URL : <https://www.jci-net.or.jp>

自然災害の発生に応じて、やむを得ず本試験を延期または中止とする場合がございます。
試験実施に関する追加情報がある場合には、ホームページに掲載いたします。

この試験制度は、コンクリートの製造、施工等に携わっている技術者の資格を認定して技術の向上を図るとともに、コンクリートに対する信頼性を高め、建設産業の進歩・発展に寄与することを目的として、昭和 45 年度に創設されました。そして昭和 59 年度から別記の登録研修制度を新設し、この制度のより一層の普及・向上を図ることといたしました。

この試験による認定資格は、「コンクリート技士」および「コンクリート主任技士」の 2 種類です。「コンクリート技士」は、コンクリートの製造、施工、試験、検査、管理など、日常の技術的業務を実施する能力のある技術者として、「コンクリート主任技士」は、コンクリートの製造、工事および研究における計画、管理、指導等を実施する能力のある高度の技術を持った技術者として、現在、両資格は多数の方々が資格を取得され、コンクリートの製造、施工等の第一線において活躍し、各方面から高い評価を得ておられます。

ご承知のように、コンクリートは社会生活の基盤づくりに不可欠な建設材料です。そして、近年の技術の進歩に伴い年々高度化、巨大化、多様化するコンクリート工事に対応し、また、コンクリートの耐久性などに関する信頼性を高めるためにも、今日ますますコンクリートに関する幅広い知識と豊かな経験を有する技術者が多く求められております。

コンクリート技士およびコンクリート主任技士は、別掲（次頁参照）のように、国土交通省：土木工事共通仕様書等において「コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者」と規定されているほか、土木学会「コンクリート標準示方書」、日本建築学会「建築工事標準仕様書 JASS5 鉄筋コンクリート工事」において、「コンクリート構造物の施工に関して十分な知識および経験を有する専門技術者」と位置づけられております。

また、コンクリート技士およびコンクリート主任技士の資格は、コンクリート診断士試験の受験資格要件の一つとなっています。

このように、コンクリート技士およびコンクリート主任技士の評価は着実に高まっております。

コンクリート技術者の方々は、ふるってコンクリート技士およびコンクリート主任技士試験に挑戦し、その資格を取得され、活躍の場を拓けられるようお奨めいたします。

各種仕様書類におけるコンクリート技士・コンクリート主任技士に関する記述の一部

国土交通省：土木工事共通仕様書 令和6年3月

第1編 共通編第3章 無筋・鉄筋コンクリート

第3節 レディーミクストコンクリート

1-3-3-2 工場の選定

1. 一般事項

受注者は、レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。

- (1) JIS マーク表示認証製品を製造している工場（産業標準化法（令和4年6月改正法律68号）に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品にJIS マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で、かつ、コンクリートの製造、施工、試験、検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており、配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場等）から選定しなければならない。

土木学会コンクリート標準示方書

[施工編：施工標準]（2023年制定）

4章 コンクリートの配合

4.4 試し練り

- (1) 配合条件を満足するコンクリートの配合を、試し練りによって定めるものとする。

解説 (1)について

〈中略〉

試し練りは、コンクリート主任技士、コンクリート技士、あるいはこれらの資格相当の能力を有する技術者の指示の下で実施するのがよい。

5章 製造

5.1 一般

施工者が、現場プラントを用いてコンクリートの製造を行う場合は、必要な量のコンクリートを供給できる能力と、品質管理体制を整えるものとする。

解説 5.1について

〈中略〉

施工者は、製造に関する専門的な知識と経験を有するコンクリート主任技士やコンクリート技士等の資格を持つ技術者を常駐させ、コンクリートの製造で生じることが想定される様々な品質変動要因の排除を検討する必要がある。

6章 構造物の構築に用いる製品

6.3.2 工場の選定

- (2) レディーミクストコンクリート工場は、JIS 認証製品を製造する工場のうち、全国生コンクリート品質管理監査会議から[㊦]マークの使用を承認された工場から選ぶものとする。

解説 (2)について

〈中略〉

コンクリート主任技士やコンクリート技士の資格をもつ技術者、これらと同等以上の知識と経験を有する技術者の常駐する[㊦]マークの使用を承認された工場であれば、社内規格どおりにコンクリートの製造が行われていると考えられる。

〈以下、略〉

日本建築学会建築工事標準仕様書 JASS 5 鉄筋コンクリート工事 2022

6節 コンクリートの発注および受入れ

6.2 レディーミクストコンクリート工場の選定

- a. 工事開始前に工事現場周辺のレディーミクストコンクリート工場を調査して、レディーミクストコンクリートを発注する工場を選定し、工事監理者の承認を受ける。

〈中略〉

- c. 工場には、(公社)日本コンクリート工学会が認定するコンクリート主任技士またはコンクリート技士が常駐していること。

〈以下、略〉

解 説 c. について

レディーミクストコンクリートの品質は、工場の技術者の技術水準に左右される。したがって、工場には本項で示された資格をもった技術者が常駐しており、調査設計・品質管理などを的確に実施している工場を選定する。なお、コンクリート主任技士およびコンクリート技士は、(公社)日本コンクリート工学会が、レディーミクストコンクリートの製造およびコンクリートの現場施工に携わる技術者を対象として、コンクリートの知識と技術水準が優れている者に与えている資格である。

11 節 品質管理および検査

11.2 品質管理組織

- a. 施工者は、当該工事現場に鉄筋コンクリート工場の品質管理組織を設置する。
- b. 品質管理組織は、鉄筋コンクリート工事に關して十分な知識、技術および経験を有する品質管理責任者を置く。
- c. 試験および検査を第三者試験機関に依頼して行う場合は、依頼する第三者試験機関は特記による。特記がない場合は、適切な第三者試験機関を定めて工事監理者の承認を受ける。

解 説 b. について

〈中略〉

なお、品質管理責任者は、その使命に照らして、鉄筋コンクリート工事に關して十分な知識、技術および経験を有するものであることが必要である。通常の工事では、一級および二級建築士、1級および2級建築施工管理技士、技術士(コンクリートを専門とする者)、(公社)日本コンクリート工学会の認定によるコンクリート主任技士またはコンクリート技士のいずれかの有資格者であることが望ましい。難度の高い工事では、一級建築士、1級建築施工管理技士、技術士(コンクリートを専門とする者)またはコンクリート主任技士のいずれかの有資格者であることが望ましく、事前に品質管理責任者の経歴や資格などを届け出るとよい。

注) 上記のほか、「15 節 高流動コンクリート」の発注において、コンクリート技士、できればコンクリート主任技士の常駐する工場の選定、「17 節 高強度コンクリート」のレディーミクストコンクリート工場および施工現場には、(公社)日本コンクリート工

学会が認定するコンクリート主任技士またはコンクリート技士、あるいは高強度コンクリート技術に關してこれらと同等以上の知識経験を有すると認められる技術者が常駐していなければならない、としている。

全国統一品質管理監査基準 (令和6年度版)

1. 調査項目の内容

(1) 総括的事項の調査

工場の品質管理に対する考え方、即ち経営者の品質方針、年度目標の策定とその実施に當っての社内標準化、技術力の確保、従業員の教育・訓練、不適合の管理、環境保全、文書及び品質記録の管理状況を重点的に調査する。

3. 技術力の確保

A0301 (コンクリート技士等)

コンクリート技士、コンクリート主任技士又は同等の有資格者が、2名以上常駐していること。ただし、少なくとも1名は、実際に品質管理に携わっていること。

〈中略〉

A0303 (コンクリート主任技士)

コンクリート主任技士が常駐し、実際に品質管理に携わっていることが望ましい。

〈以下略〉

建築工事監理指針 (令和7年版)

4 節 レディーミクストコンクリート工場の選定、コンクリートの製造及び運搬

6.4.2 レディーミクストコンクリート工場における施工管理技術者

〈中略〉

「標仕」6.4.1(ア)でいう施工管理技術者とは、「標仕」6.4.2(1)に示す能力を有する者であり、(公社)日本コンクリート工学会が、コンクリートに關して豊富な知識と優れた技術水準を有する者と認定したコンクリート主任技士、コンクリート技士若しくはコンクリート診断士又は一級建築施工管理技士、一級建築士等が該当する。

1. オンライン申請

2025年度から資格試験の申込み方法が、「オンライン申請」となりました。郵送による願書の請求が不要となり、24時間いつでも申請が可能です。また、願書の提出、支払い、審査の状況、受験票の発行、合否結果の確認、新規登録を全てオンラインで完結します（オンライン申請の流れは末尾の図-2を参照）。

まずは、本学会ホームページの「資格試験」画面から「マイページ」の作成をお願いいたします。

2. オンライン申請で新たに必要なもの

従来の提出書類とは別に以下のものが必要になります。

- ・インターネット環境およびパソコン
インターネットに接続できる環境とパソコンが必要です。スマートフォン、タブレットの使用はできません。
 - ・個人のメールアドレス
メールアドレスのない方はお申込みできません。また、お一人につき1つのメールアドレス登録となるため、会社の共有アドレスは使用できません。申込者お一人ずつメールアドレスの取得をお願いします。
 - ・証明書類（PDF）・顔写真（JPEG）
証明書類はPDFで、また顔写真はJPEGでWEBからの提出となります。書面での提出はできません。書類のPDFへの変換は、PDFソフト・アプリが必要です。パソコンにインストールされていない場合は、コンビニエンスストア等でも可能です（注1）。
 - ・プリンター
受験票はご自身で印刷し試験会場に持参していただきます。そのため、プリンターが必要です。自宅にない場合は、コンビニエンスストアのプリンターを利用するなどしてください（注1）。
- （注1）コンビニエンスストアの複合機（プリンター）は、お店によって使用方法が異なりますので、事前に各コンビニエンスストアのホームページをご確認ください。

3. 受験資格

2026年度から技士の受験資格の一部が変更となり、実務経験1年で受験できるようになりました。それに伴い、学歴での受験資格はなくなりました。なお、主任技士の受験資格に変更はありません。

2026年9月1日現在、表-1のいずれかに該当する人が試験を受けることができます。また、図-1に受験資格と提出書類の確認フローを示します。

4. 選考の基準

コンクリート技士およびコンクリート主任技士試験の具体的な内容と程度は、表-2のとおりです。

ただし、試験日からさかのぼって1年以内に制定されたJISおよび改正された基準類（JIS、コンクリート標準示方書、JASS 5等）中の変更事項については出題の対象

としません。

5. 審査

- ・受験申込後には審査を行います。
- ・審査で不備のある方には、オンライン申請時に登録したメールアドレスへ連絡します。
- ・期日までに修正されなかった方は受験できません。
- ・対応されなかった方、期日を過ぎた方への返金はいたしません。

6. 試験の実施概要

(1) 試験日：2026年11月29日(日)

1) 技士試験 午後1時30分～午後3時30分

2) 主任技士試験 午後1時30分～午後4時30分

※公共交通機関の運行停止、遅延であっても試験開始後30分を過ぎた場合は入室できず受験できません。

(2) 試験地

札幌、仙台、東京（南関東）、名古屋、大阪、広島、高松、福岡、沖縄

※試験地の収容人数を超える申込みがあった場合は、受験申込完了後に受験不可のご連絡を行う場合があります。その場合は、受験料全額を返金させていただきます。

※受験願書提出後の試験地の変更はできません。

※試験会場確保のため、近隣の県・市になる場合があります。

※各試験地の試験会場は案内図を添えて受験票とともに試験日の3週間前にマイページへアップします。

(3) 試験方法

1) 技士試験 四肢択一式問題

2) 主任技士試験 四肢択一式問題および記述式問題

7. 領収書（インボイス）の発行依頼について

受験料の領収書をご希望の方は、マイページから発行することができます。発行期間は、入金確認後から2027年3月末までです。2027年4月以降は、インボイスの発行依頼書による郵送での申請が必要です。

8. 受験申込み

ログイン URL：https://jci-syst.jp/Examinees/E00001
詳細は、コンクリート技士またはコンクリート主任技士の受験申込の手引きを参照してください。

(1) 申込期間：2026年7月1日(水)

～8月25日(火)23時59分59秒

※オンライン申請のみとなります。本学会窓口での提出は受けません。

※提出書類を事前に確認し、早めにご準備ください。

※提出期限を過ぎた場合は、一切受けません。

※願書提出後の取り消し、試験地の変更、受験料の返金はいたしません。

表-1 受験に必要な資格等と証明書類

コンクリート技士の受験資格		コンクリートの技術関係業務(注1)の必要実務経験年数	C証明書等 (PDF)
A1	コンクリート診断士	実務経歴書の記入および勤務先の証明など不要	登録証明書, 監理技術者資格者証等
A2	一級建築士		
A3	技術士 (建設部門)		
A4	技術士 (農業部門-農業土木または農業農村工学)		
A5	土木学会認定(特別上級・上級・1級)土木技術者		
A6	建設コンサルタンツ協会認定 RCCM (鋼構造及びコンクリート)		
A7	プレストレストコンクリート工学会認定コンクリート構造診断士		
A8	1級土木施工管理技士または, 1級建築施工管理技士	監理技術者資格者証を有すること	監理技術者資格者証
A9	大学院 (大学院でコンクリートに関する研究を行った期間を実務経験とする)	大学院在籍2年以上	大学院の学位論文の題名が記載されている学位授与証明書
B1	コンクリートの技術関係業務実務経験者(学歴・年齢は関係なし)	1年以上	実務経歴書およびその証明(PDF)

受験資格A1で受験する場合は, 合格番号の入力が必要です。

受験資格A2~A8で受験する場合は, 登録証・登録証明書などのPDFファイルのアップロードが必要です。

受験資格A9で受験する場合は, 大学院の学位論文の題名が記載されている学位授与証明書または成績証明書等が必要です。

受験資格B1で受験する場合は, 実務経歴の証明に, 社印(角印), 代表社印または公印の押印および勤務先の代表者による記名が必要です。必要実務経験年数が1年以上に変更されました。実務経歴の短縮に伴い, 学歴での受験資格はなくなりました。

(注1) コンクリートの技術関係業務: コンクリートの構造物の計画・設計・施工・維持管理・解体・更新, コンクリートの試験・調査研究・技術開発, レディーミクストコンクリート及びコンクリート製品の製造等に関する業務をいう。(在学中のアルバイトなどは実務経験年数に該当しません。)

コンクリート主任技士の受験資格 (昨年と変更ありません)		コンクリートの技術関係業務(注1)の必要実務経験年数	C証明書等 (PDF)
A1	コンクリート診断士	実務経歴書の記入および勤務先の証明など不要	登録証明書, 監理技術者資格者証等
A2	一級建築士		
A3	技術士 (建設部門)		
A4	技術士 (農業部門-農業土木または農業農村工学)		
A5	土木学会認定(特別上級・上級・1級)土木技術者		
A6	建設コンサルタンツ協会認定 RCCM (鋼構造及びコンクリート)		
A7	プレストレストコンクリート工学会認定コンクリート構造診断士		
A8	1級土木施工管理技士または, 1級建築施工管理技士	監理技術者資格者証を有すること	監理技術者資格者証
B1	コンクリートの技術関係業務実務経験者(学歴・年齢は関係なし)	7年以上, またはコンクリート技士合格後2年以上(注2)	実務経歴書およびその証明(PDF)
B2	大学	コンクリート技術に関する科目を履修した卒業生(注3)	実務経歴書およびその証明(PDF) 卒業証明書および履修(成績)証明書(PDF)
B3	高等専門学校(専攻科)		
B4	短期大学		
B5	高等専門学校		
B6	高等学校		
		4年以上	
		5年以上	

受験資格A1で受験する場合は, 合格番号の入力が必要です。

受験資格A2~A8で受験する場合は, 登録証・登録証明書などのPDFファイルのアップロードが必要です。

受験資格B1で受験する場合は, 実務経歴の証明に, 社印(角印), 代表社印または公印の押印および勤務先の代表者による記名が必要です。

受験資格B2~B6で受験する場合は, 実務経歴の証明に, 社印(角印), 代表社印または公印の押印および勤務先の代表者による記名が必要です。また, 卒業証明書およびコンクリート技術に関する科目の履修(成績または単位修得)証明書のPDFファイルのアップロードが必要です。

(注1) コンクリートの技術関係業務とは, コンクリートの構造物の計画・設計・施工・維持管理・解体・更新, コンクリートの試験・調査研究・技術開発, レディーミクストコンクリート及びコンクリート製品の製造等に関する業務をいいます。(在学中のアルバイトなどは実務経験年数に該当しません。)

(注2) コンクリート技士合格者: 2023年度以前に「コンクリート技士」に合格し, その後2年以上の実務経験を有する人。

(注3) コンクリート技術に関する科目とは, (コンクリート工学, 土木材料学, 建築材料学, 土木構造学, 建築構造学, セメント化学, 無機材料工学等)をいいます。該当科目がわかるように, 履修(成績または単位修得)証明書にマーカーで印を付けて提出してください。

(注4) 大学院でコンクリートに関する研究を行った場合は, その期間を実務経験とみなすことができます。この場合, 実務経歴書に学位論文の題名, 在学期間を記入します。また大学(学部)の卒業証明書および履修(成績または単位修得)証明書の他に, 大学院の学位論文の題名が記載されている学位授与証明書または成績証明書等が必要です。

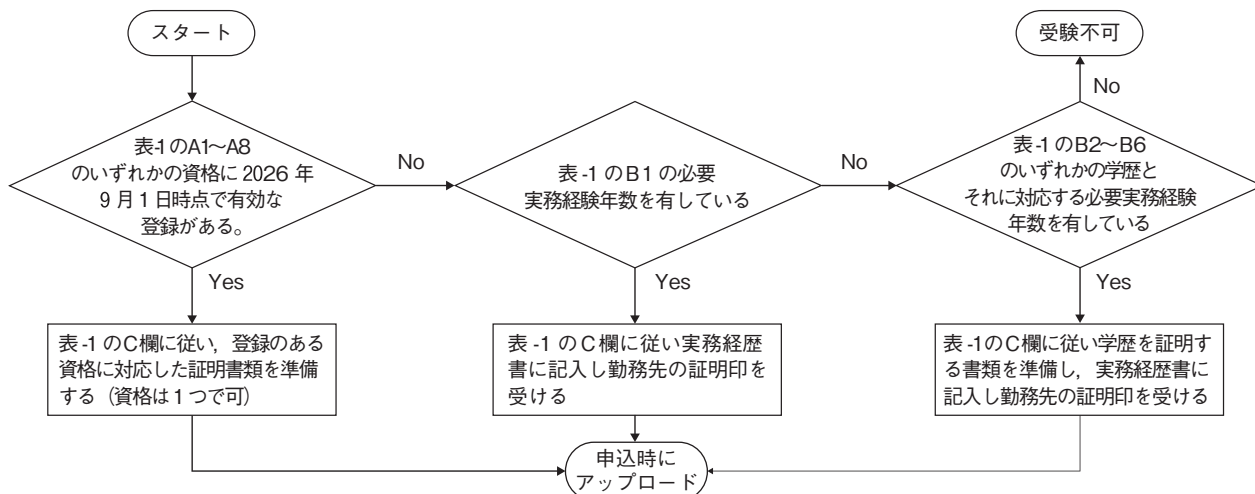


図-1 受験資格と提出書類

(2) 受験料
技士試験

区分	合計金額 (消費税10%込)	税抜き金額	消費税
会員 ^(注1)	13,200円	12,000円	1,200円
非会員	14,740円	13,400円	1,340円

主任技士試験

区分	合計金額 (消費税10%込)	税抜き金額	消費税
会員 ^(注1)	15,400円	14,000円	1,400円
非会員	16,940円	15,400円	1,540円

(注1) 団体会員を除く。2026年6月1日現在で本学会の会員が対象となります。

(適格請求書発行事業者登録番号：T4010005016623)

(3) 払込方法

クレジットカード、ペイジーまたはコンビニエンスストア決済から選択してください。

9. 改姓を要する受験者

資格の証明書類(受験資格証明書、卒業証明書等)に記載の氏名と現在の氏名が異なる場合、改姓したことを証明する書類(免許証、戸籍抄本等)が必要です。

10. 顔写真

オンライン申請では証明写真のJPEGデータが必要です。申込前6か月以内に無帽・無背景・正面・本人のみを写し、試験時に本人確認ができる鮮明な写真をJPEGにしたデータをアップロードしてください。

不適切な写真は再提出を求めます。

11. 受験票

マイページから受験票を紙に印刷し試験当日ご持参ください。印刷は、試験日の3週間前から可能です。

なお、印刷物以外の受験票は一切認められません。例えば、スマートフォン等の画面表示は認めません。

12. 虚偽申告について

- ・受験申込みの際、事実と異なる内容を記入したことが判明した場合には、受験禁止になります。
- ・試験合格後に不正が判明した場合には、合格を取り消します。
- ・試験に合格して登録した後に不正が判明した場合には、後日資格の剥奪を行います。
- ・虚偽または不正などで処分を受けた方および勤務先印(社印/公印)を押印した事業所(同企業と親子関係にあるグループ会社を含む)の社員等からの受験申請が、3年を上限とする期間を定めて、本学会が実施する試験の全部または一部の受験を禁止することがあります。必ず受験者自身が虚偽なく記入し、事業所の証明印を得てください。
- ・受験の申込みは、必ず受験申込者本人が作成・確認のうえ、お申込みください。

13. 合否通知

合否は、2027年1月中旬(予定)にメールでお知らせします。その後、マイページで確認できます。なお、**欠席者には合否の通知はありません。**また、ホームページには択一問題の正解肢と合格者の受験番号を、「コンクリート工学」(2月号掲載予定)誌上に合格者の受験番号と氏名を掲載します。

※受験番号の確認、試験結果のお問合せには一切お答えいたしません。

14. 登録

コンクリート技士・主任技士試験の合格者のうち、コンクリート技士・主任技士登録申込書に「コンクリート技士倫理規程」・「コンクリート主任技士倫理規程」を遵

守ることを誓約のうえ、登録した方には「コンクリート技士・主任技士」の資格が付与されます（登録しないと「コンクリート技士・主任技士」の称号は使用できません）。登録者にはコンクリート技士・主任技士デジタル版登録証（オープンバッジ）を発行します。

15. プライバシーポリシー（個人情報保護基本方針について）

本学会ホームページをご参照ください。

<https://www.jci-net.or.jp/j/privacy.html>

お問い合わせについて

お電話でのお問合せは一切承っておりません。また、お問合せのメールには氏名・内容を記載してください。

日本コンクリート工学会

技士試験担当：e-gishi@jci-net.or.jp

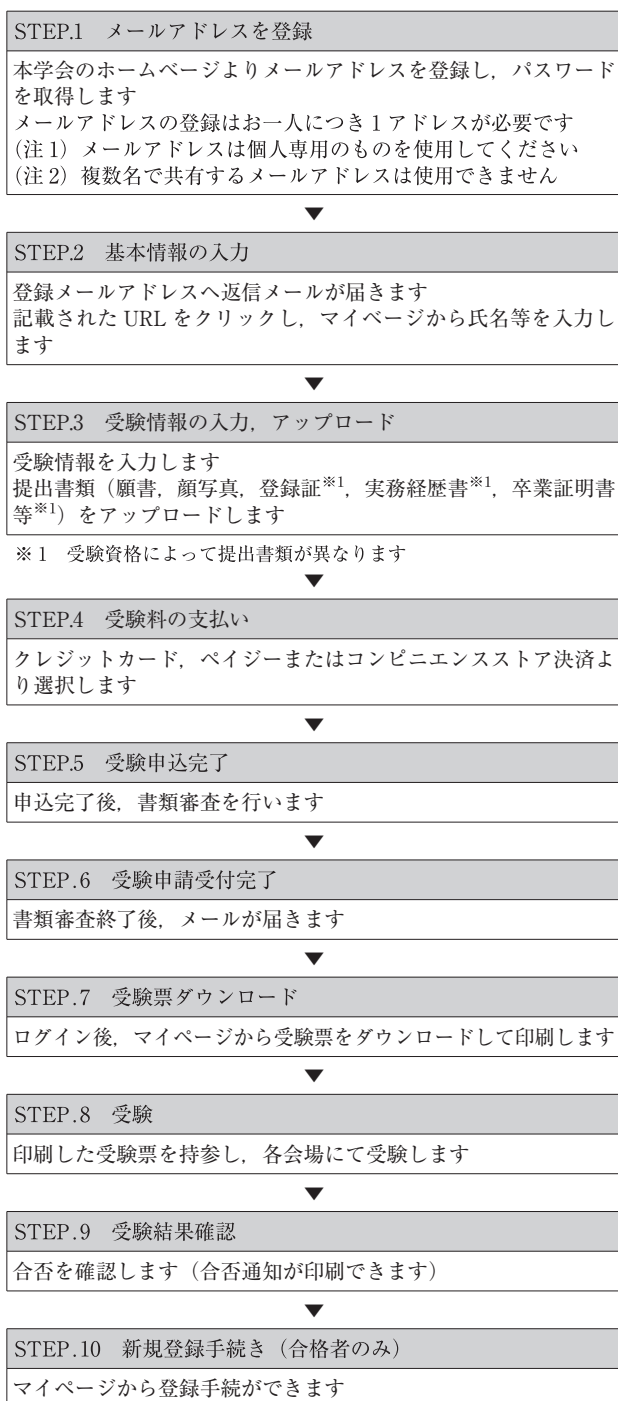


図-2 オンライン申請の流れ

表-2 選考の基準

項 目	内 容 と 程 度	
	コンクリート技士	コンクリート主任技士
1. 土木学会コンクリート標準示方書（ただし、構造設計関連の内容は除く） 日本建築学会建築工事標準仕様書 JASS 5 鉄筋コンクリート工事	内容を理解する能力。	内容を理解し応用する能力。
a. コンクリート用材料の品質、試験および管理	JIS に規定されている試験についての実施能力と結果の判定能力。 通常使用される材料について試験し、その結果をコンクリートの配(調)合および製造管理に反映させる能力。 材料を適切に扱う能力。	技士の能力に加え、JIS に規定されている試験方法以外の試験方法についても、これを実施し、結果を判定する能力。 新材料についても、その使用の可否を判断し、使用法や注意事項を立案する能力。
b. コンクリートの配(調)合設計	通常使用されるコンクリートについて、その使用材料に応じ、所要の性質を満たす配(調)合を定めることができる能力およびこれに必要なコンクリートの性質に関する基礎的知識。	技士の能力に加え、特殊なコンクリートについても適切な配(調)合を定めることができる能力。
c. コンクリートの試験	JIS に規定されている試験についての実施能力と結果の判定能力。	技士の能力に加え、JIS に規定されている試験方法以外の応用的試験を計画、実施し、試験結果からコンクリートの品質を総合的に判断する能力。
d. プラントの計画管理	基本的計画に基づいてプラントの性能仕様を立案する能力。 日常の管理検査をする能力。	技士の能力に加え、プラントを計画する能力。一般管理ならびに改善計画をする能力。
e. コンクリートの製造および品質管理	定められた示方配合（計画調合）に対する現場配合（現場調合）を定める能力。 コンクリートの性質の変化に応じ配(調)合を調整する能力。 製造に必要な機械の適切な使用、もしくは作業員にその指示をする能力。 コンクリートの品質管理図を作成し、その結果をコンクリートの品質管理に反映させる能力。	技士の能力に加え、コンクリート品質の変動要因を総合的にとらえ、製造方法、品質管理基準を立案する能力。 異常事態に対して適切な処置を講じうる能力。
f. コンクリートの施工	施工計画に基づいて必要な施工準備を行い、施工作业を適切に指導し、機械器具を選定し、その適切な使用方法を指示する能力。 施工方法とコンクリートの性質との関係についての一連の知識。	技士の能力に加え、工事の諸条件や関連工事を総合的に検討して適切な工事計画を立案する能力。各種試験結果、施工中の状況および、出来上がったコンクリートを調査して、その品質を判定する能力。
g. コンクリートに関わる環境問題	コンクリートおよびコンクリート構造物に関わる環境問題についての基礎的な知識と理解力。	コンクリートおよびコンクリート構造物に関わる環境問題についての一般的な知識と理解力。
h. その他	コンクリートおよびコンクリート構造物に関わる基礎的な知識と理解力。	コンクリートおよびコンクリート構造物に関する一般的な知識と理解力。
2. 関係法令（たとえば建築基準法施行令のうちコンクリートの品質ならびに施工に係る事項）およびコンクリート関係の JIS	内容についての基本的な知識。	内容および、解説のあるものについてはそれを含めての理解。
3. 小論文		与えられた課題について、実務経験を踏まえた内容の小論文を記述する能力。

コンクリート技士およびコンクリート主任技士の登録ならびに研修制度の内容

1. 試験合格者の登録

(1) コンクリート技士およびコンクリート主任技士試験合格者のうち、「コンクリート技士（または主任技士）倫理規定」を遵守することを誓約のうえ、登録した方には「コンクリート技士またはコンクリート主任技士」の資格が付与されます（登録しないと「コンクリート技士またはコンクリート主任技士」の称号は使用できません）。

登録者にはコンクリート技士またはコンクリート主任技士のオープンバッジ（デジタル版登録証）を発行します。

なお、**技士試験合格者がその上位資格である主任技士試験に合格すると、主任技士試験合格者となり、技士試験合格者から削除されます。**

同一資格での二重登録はできません。

(2) 登録は、原則合格年度にお手続きください。登録受付期間は、1月中旬～2月上旬までです。ただし、合格年度の翌年度から3年以内は、この受付期間に登録申込みをすることができます。

なお、3年経過後に登録する場合は、2. (3) の再登録の場合に準じます。

(3) 登録の有効期間は、試験に合格した年度の翌年度から4年間で、「登録証」には有効期限が記載されます。

2. 更新登録・再登録

(1) 更新登録

登録は4年ごとの所定の手続きにより更新することができます。更新登録の申込みは登録証の有効期間の最終年度、または、その前年度の5月に登録更新のための研修受講申込みと同時にを行います（該当者には4月中旬に郵送により通知します）。

(2) 更新登録の申込み手続きをしなかった場合

登録証に記載してある有効期間が満了すると同時に登録は失効し、「コンクリート技士」または「コンクリート主任技士」の資格を用いることはできません。

(3) 再登録

登録が失効した方は、「再登録」の申込みをすることができます。再登録を希望する人は、2月末日までに再登録の申し出をしてください。4月中旬に研修受講更新登録申込書を送ります。

(4) 登録証の発行

「更新登録」または「再登録」の手続き後、研修を受講した方には、「オープンバッジ」を発行します。その有効期間は4年間です。

3. 登録料

区分	合計金額 (消費税10%込み)	税抜き金額	消費税
会員(注1)	6,600円	6,000円	600円
非会員	7,700円	7,000円	700円

適格請求書発行事業者登録番号：T4010005016623

4. 研修制度

更新登録または再登録をするためには、研修の受講が必要です。研修は技術水準の維持・向上とコンクリート技士およびコンクリート主任技士に相応しい最新の技術、知識を習得し、これをコンクリート工事等に反映する努力をしていただくことを目的として実施します。

(1) 形式：eラーニング

(2) 時期：毎年1回（8月下旬～9月下旬）

(3) 実施：研修の実施要領は該当者に通知します（4月中旬頃発送予定）。

(4) 受講料（予定）

区分	合計金額 (消費税10%込み)	税抜き金額	消費税
会員(注1) 非会員	16,500円	15,000円	1,650円

適格請求書発行事業者登録番号：T4010005016623

5. 登録者証（携帯用カード）

登録証のほかに、登録者本人の写真を貼付した携帯用カード「コンクリート技士登録者証」、「コンクリート主任技士登録者証」を、希望者に有料で発行します（申請はホームページ参照）。

合計2,200円（消費税10%込み）	
税抜き金額	消費税
2,000円	200円

適格請求書発行事業者登録番号：T4010005016623